

京都市訓令甲第 5 号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和8年9月30日

京都市長 松 井 孝 治

別表第2こころの健康増進センター所長の項第6号並びに別表第3健康長寿のまち・京都推進室長の項第1号及び医療衛生推進室長の項第4号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

別表第4児童相談所企画調整課長及び第二児童相談所相談支援課長の項中「(同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に係るものを除く。)」を削る。

別表第4発達相談所発達相談課長及び第二児童福祉センター次長の項第1号から第3号までを削り、同項第4号中「措置」の右に「(同法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援(以下「障害児通所支援」という。)に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第1号とし、同項中第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号から第12号までを削り、同項第13号中「第56条第2項による同法第50条第7号の費用(障害児入所施設に係るものに限る。)、同条第7号の2の費用及び同法」を削り、「(障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護に係るものを除く。)並びに児童福祉法」を「(障害児通所支援に係るものに限る。)及び同法」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第14号を第5号とし、第15号を第6号とする。

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)